





| 区分 | 議案番号 | 案件名 | 議案の説明 | 委員会の状況      |             |                |              |              | 採決        |       |         |          |          |         |         |           |          |          |          |          |          |          |         |          |          | 議決年月日 | 議決結果 |           |           |             |          |          |          |          |
|----|------|-----|-------|-------------|-------------|----------------|--------------|--------------|-----------|-------|---------|----------|----------|---------|---------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|-------|------|-----------|-----------|-------------|----------|----------|----------|----------|
|    |      |     |       | 補正前<br>(千円) | 補正額<br>(千円) | 当初・補正後<br>(千円) | 審査する<br>委員会名 | 委員会の<br>審査結果 | 討論        |       | 採決      |          |          |         |         |           |          |          |          |          |          |          |         |          |          |       |      |           |           |             |          |          |          |          |
|    |      |     |       |             |             |                |              |              | 討論の<br>有無 | 討論の内容 | 会派新生    |          |          |         |         |           |          |          |          |          | 公明党      |          |         | 結        |          |       |      | 共産党       |           | 市民<br>フォーラム |          | 無所属      |          |          |
|    |      |     |       |             |             |                |              |              |           |       | 雲坂<br>衛 | 吉野<br>恭介 | 星見<br>健蔵 | 魚崎<br>勇 | 横山<br>明 | 西村紳<br>一郎 | 岡田<br>信俊 | 寺坂<br>寛夫 | 砂田<br>典男 | 山田<br>延孝 | 金谷<br>洋治 | 下村<br>佳弘 | 房安<br>光 | 上杉<br>栄一 | 前田<br>伸一 |       |      | 石田<br>憲太郎 | 平野<br>真理子 | 桑田<br>達也    | 田村<br>繁巳 | 勝田<br>鮮二 | 米村<br>京子 | 橋尾<br>泰博 |

<報告>

|             |    |                             |   |  |           |    |
|-------------|----|-----------------------------|---|--|-----------|----|
| 報告<br>(10件) | 6  | 繰越明許費繰越計算書について              | 平成28年度一般会計  |  | 平成29年6月9日 | 報告 |
|             | 7  | 平成28年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについて   | 平成28年度水道事業会計  |  | 平成29年6月9日 | 報告 |
|             | 8  | 平成28年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて | 平成28年度下水道等事業会計  |  | 平成29年6月9日 | 報告 |
|             | 9  | 放棄した債権の報告について               | 鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項の規定により市の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき報告するもの   |  | 平成29年6月9日 | 報告 |
|             | 10 | 専決処分事項の報告について               | 平成29年1月23日、鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンターの駐車場において落雪により駐車車両を破損した物損事故の損害賠償額及び和解について報告するもの(平成29年4月11日専決)            |  | 平成29年6月9日 | 報告 |
|             | 11 | 専決処分事項の報告について               | 平成28年12月15日、鳥取市立明德小学校敷地内の樹木の樹液等により、隣接駐車場に駐車中の相手方車両を汚損した物損事故の損害賠償額及び和解について報告するもの(平成29年5月8日専決)          |  | 平成29年6月9日 | 報告 |
|             | 12 | 専決処分事項の報告について               | 平成29年2月14日、積雪の影響で鳥取市立美保南小学校の受水槽が破裂し、破片等の飛散により隣接アパートのエアコン室外機を破損した物損事故の損害賠償額及び和解について報告するもの(平成29年5月8日専決) |  | 平成29年6月9日 | 報告 |
|             | 13 | 専決処分事項の報告について               | 平成29年2月13日、鳥取市河原町曳田地内の市道において、除雪作業中に市道側溝に脱輪し、隣接家屋の基礎石積み部分を破損した物損事故の損害賠償額及び和解について報告するもの(平成29年5月25日専決)   |  | 平成29年6月9日 | 報告 |
|             | 14 | 専決処分事項の報告について               | 住宅新築資金等貸付金の償還金に係る連帯保証債務の履行について、相手方から一部支払の申出があったため、訴訟提起前の和解について専決処分したので報告するもの(平成29年5月9日)               |  | 平成29年6月9日 | 報告 |
|             | 15 | 専決処分事項の報告について               | 市営住宅の明渡しを求める調停の申し立てについて専決処分したので、報告するもの(平成29年5月11日専決)  |  | 平成29年6月9日 | 報告 |





<市長提出議案について>

|                |   |
|----------------|---|
| <p>伊藤 幾子議員</p> | <p>議案第89号 鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の指定管理者の指定について（反対）</p> <p>（討論の要旨）<br/>         今回、初めて全国公募が採用され、県外の営利企業が選ばれた。指定管理者制度は、民間企業にとって先行投資がいらぬ安全な市場であり、税金で建てた公の施設を企業活動の道具にできる儲けの対象とできる仕組みである。観光施設で入館者数の増加が期待できるからなどと言っても、公の施設の運営を営利企業に委ねることには違和感がある。その企業活動のステップアップや事業拡大に手を貸すことになり、指定管理者として馴染まないと考える。</p>  |
| <p>横山 明議員</p>  | <p>議案第89号 鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の指定管理者の指定について（賛成）</p> <p>（討論の要旨）<br/>         鳥取砂丘砂の美術館は、鳥取砂丘および県東部の滞在型観光の拠点であり、本市の観光施設を牽引する施設であるが、平成25年の55万5千人をピークに年々、入館者数が減少傾向にある。<br/>         指定管理者を公募することで、鳥取砂丘また他県に類を見ない室内砂像展示施設を民間の独創的な企画提案により新たな施設活用を期待でき、利用料金制への移行については、指定管理者の意欲向上や目標達成のための刺激策を講じ、施設運営をすることで、鳥取砂丘のブランド力の向上のための新たな展開を模索するものである。<br/>         選定された団体は、経営母体が安定しており、他の施設の指定管理の実績もあるほか、集客対策や広報計画も具体的で着実な実施が見込まれる堅実な提案である。また、雇用面で労働条件も優れ、優秀な人材の確保や地元雇用の効果も期待できる点が評価されており、経営手腕により入館者数がV字回復となりことを期待している。</p>  |
| <p>太田 縁議員</p>  | <p>議案第93号 工事請負契約の締結について（反対）</p> <p>（討論の要旨）<br/>         この議案にかかる契約は、庁舎建築工事に先立ち、地盤改良工事、地盤の液状化対策を先行させるものであるが、液状化対策は、建物の建築位置のみとされており、同じ敷地にある駐車場、周辺の道路には対策を施そうとしていない。液状化対策箇所を建物の建築位置とした根拠となる調査と検討過程は公表されておらず、詳細な説明がない。その結果、根拠も示されないままでは、契約内容の妥当性が判断できない。<br/>         この地域は、昭和18年の鳥取地震の際に、激しい液状化被害に見舞われた地域である。伏流水が広範囲に渡って流れる千代川流域で単一の建物のみに液状化対策を施せば、周辺には地下水が滞留し、かえって被害が大きくなる危険性が高くなる。現在、これらの説明についても十分ではない。鳥取市は、市民の生命、財産、安全を守るのが第一だが、これでは、ただ1棟の安全性しか考えておらず、周辺住民の安全を守ろうとしていないと言われても仕方ない。<br/>         土壌汚染対策として鋼矢板を打設するようであるが、地下水の多い地域に鋼矢板を打設することは、先の液状化対策以上に周辺の地盤の安定を損ない事故の危険性がある。<br/>         また、市庁舎移転い納得していない市民は多く、係争中であることは考慮すべき、市庁舎整備事業は市民と対話する姿勢を欠き、移転ありきの事業の進め方であり、施工方法もこの方法が最善であるか、最適であるか検討した経過についても明らかにしていない。到底、納得いくものではない。</p> |

<議員提出議案について>

|         |   |
|---------|---|
| 岩永 安子議員 | <p>議員提出議案第6号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書の提出について（反対）</p> <p>（討論の要旨）<br/>本意見書は、「特定複合観光区域の整備の推進に関する法律」いわゆるIR法の施行を前提としている。IR法はカジノを解禁推進する法律である。<br/>今、日本には、厚生労働省の調査で、成人人口の4.8%の約500万人がギャンブル依存症といわれており、その拡大が心配される。形ばかりのギャンブル依存症対策を求めるといふのなら、IR法自体をやめるべきである。</p>  |
| 前田 伸一議員 | <p>議員提出議案第6号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書の提出について（賛成）</p> <p>（討論の要旨）<br/>本年、6月13日に政府が国会に提出したギャンブル等依存症対策基本法案は、審議未了により継続審査となっている。次の国会で、しっかりとした審議がなされ、一刻も早く法律が制定され、計画性と実効性のある具体的な取り組みが行われることを強く望むものである。本意見書は、すでに国会で可決されている「特定複合観光施設区域の推進に関する法律」の是非を問うものではない。<br/>また、我が国はギャンブル依存症対策の取り組みが、諸外国と比べ大変遅れており、ギャンブル依存症の方も最新の調査では全国の成人の2.7%、280万人にのぼることが報告されており、すでにカジノ等を導入している諸外国と比べても依存症の人口比率は、極めて高い状況となっている。ギャンブル依存症は本人も苦しんでいるが、その家族も苦しんでおり、家庭が崩壊するなどの深刻な社会問題となっている。本意見書は、ギャンブル等依存症対策基本法の制定と、これに基づく依存症の予防と治療の取り組みが大きく進むことを強く求めるものである。</p> |